

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律について

平尾禎秀

環境省

環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室長

製品の設計からプラスチック廃棄物の処理まで、プラスチックのライフサイクル全般でのあらゆる主体の3R+Renewableを促すプラスチック資源循環の促進等に関する法律が2022年4月から施行される。プラスチックはあらゆる場面で用いられる素材であり、本稿の読者にも、使用する製品の選択や産業廃棄物の再資源化等での取り組みも想定される。本稿では、法律のポイントについて紹介する。

プラスチック資源循環法制定の背景

海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国会で2021年6月に全会一致で成立したプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）が、2022年4月1日に施行される。以下そのポイントについて紹介する。

（1）基本方針

回避可能なプラスチックの使用は合理化した上で、必要不可欠な使用については、より持続可能性が高まることを前提に再生素材や再生可能資源（紙やバイオマスプラスチック等）に適切に切り替え、徹底したリサイクルによる再生利用、それが難しい場合には熱回収によるエネルギー利用を図ること（3R+Renewable）等が定められている。

（2）設計・製造段階

製造事業者等向けの設計指針を策定し、指針に適合した製品を国が認定する。認定製品について、グリーン購入法の運用において十分配慮することとし、事業者・消費者にもその使用の努力義務を課す。

設計指針においては、プラスチック使用製品全般について、構造について、減量化、長期使用化・長寿命化、再使用、リサイクルしやすさ等の、材料について、素材代替や再生プラの利用、バイオプラスチック導入ロードマップに従ったバイオプラの利用等の定めを置いている。

加えて、製品分野毎に同種の製品と比較して特に優れた製品を認定する基準を別途定めること等を規定しており、今後認定基準の整備を図っていく。

（3）販売・提供段階

下記の製品について、提供事業者に対して、ポイ

ント還元や代替素材への転換、有料化等の使用の合理化を求めることとした（対象は下図参照）。

小売店や飲食店等		
●フォーク	●スプーン	●ナイフ
●マドラー	●ストロー	
宿泊施設		
●ヘアブラシ	●くし	●かみそり
●シャワーキャップ	●歯ブラシ	
クリーニング店、小売店		
●ハンガー	●衣類用カバー	

※事業活動の一部で上記の業種に属する事業を行っている場合は対象となる。

具体的な措置の内容は事業者が自ら設定する目標に照らし、選択して実施することとなる。

（4）排出段階

- ①市町村が行うプラスチック資源の分別収集・リサイクルについて、容器包装のみならず製品を含めたプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及びリサイクルを促す措置を講じる。
- ②製造・販売事業者による自主回収・再資源化促進のため、事業者の計画を国が認定した場合に廃棄物処理法上の業許可を不要とする特例を設ける。
- ③産業廃棄物について、排出抑制や分別・リサイクルの徹底等、排出事業者が取り組むべき判断基準を示し、これに基づく取り組みを求める。
- ④排出事業者等による再資源化について、②と同様の特例制度を設ける。

詳細はプラスチック資源循環に関する特設サイト（<http://plastic-circulation.env.go.jp>）を設けたところであり、手引き類等も掲載を行っていく。

キーワード プラスチック、プラスチック資源循環、プラ新法、